

保育制度改革に関する意見書

現在、国において検討されている新たな保育制度の「子ども・子育て新システム」は、すべての子供に切れ目のないサービスを保障するとしながら、市場原理による保育のサービス産業化や直接契約・直接補助方式の導入など介護保険制度をモデルにした保育制度改革に加えて、幼保一体化や最低基準の地方条例化まで、十分な議論もないまま強引に進めようとしている。

現行保育制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしており、すべての子供の保育を受ける権利を保障してきた。しかし、現在検討されている国の制度改革の方向は、国の責任を市町村にゆだねるだけでなく、児童福祉法第24条に基づく市町村の保育実施責任を大幅に後退させるもので、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子供が受ける保育のレベルにも格差が生じることになりかねない。今必要なことは、国と自治体の責任で保育・子育て支援を拡充し、十分な財源を確保することなど、すべての子供に質の高い保育を保障するための保育制度の拡充である。

よって、国においては、子供の権利を最優先に、地方自治体の実情を踏まえた上で、国と地方自治体の責任のもとに保育制度の拡充を図られるよう、以下の事項について強く要望する。

記

- 1 すべての子供の健やかな育ちを保障するために現行保育制度を堅持・拡充すること
- 2 保育所・幼稚園・学童保育及び子育て支援関連予算を大幅にふやし、子育てにかかわる経済的負担の軽減を図ること
- 3 地方自治体が待機児童解消に向けた取り組みができるよう、必要な支援と財政措置を行うこと
- 4 国の責任において保育所最低基準の維持・改善を行うこと
- 5 直接契約・直接補助方式を導入しないこと
- 6 幼保一体化については拙速な結論は避け、慎重に検討すること
- 7 民間保育所運営費の一般財源化は行わず、公立保育所運営費・施設整備費を国庫負担金に戻すこと
- 8 事業者指定制度を保育の世界に持ち込まないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月17日

倉敷市議会